

産業廃棄物処理基本計画（概要版）

あなたが主役 ごみゼロとよはし

～循環・安心のまちを目指して～

平成28年3月改訂



産業廃棄物処理基本計画の体系図

基本理念 「あなたが主役」みゼロとよはし「循環・安心のまちを目指して」

基本方針

Ⅰ 産業廃棄物の発生・排出抑制

Ⅱ リサイクルの推進

Ⅲ 適正処理の推進

目標

Ⅰ 排出量・最終処分率の削減

(平成32年度において)

- 排出量を平成25年度実績以下に抑制
- 排出量に対して最終処分率を2%以下に削減

Ⅱ 再生利用率の向上

(平成32年度において)

- 排出量に対して再生利用率を49%以上に増加

Ⅲ 適正処理に向けた情報の公開・発信の充実

- 産業廃棄物、優良な処理事業者及び不適正処理事案などに関する情報の公開・発信システムの充実

基本施策及び具体的取組

基本施策① 産業廃棄物の発生・排出抑制の促進

具体的取組

- ◎ 多量排出事業者への指導・助言<拡充>
- 排出量の多い種類、業種を対象とした指導・助言
- 排出抑制に向けた、再生利用に関する啓発・指導の充実
- 公共事業廃棄物の適正処理の推進

基本施策② 循環的利用の促進

具体的取組

- 資源循環を目指した処理体制の確立
- 各種リサイクル法などに基づく適正処理の推進
- 静脈産業(産業廃棄物の再資源化などを担う産業)の育成
- リサイクル情報ネットワークの構築
- 新たな再生利用手法の導入の検討
- 産業廃棄物焼却施設における熱回収の促進

基本施策③ 適正処理、情報の公開・発信、処理体制の充実

具体的取組

- 優良な処理事業者の育成及び優良事業者の認定制度の周知
- 不適正処理事案への厳正な対応
- ◎ 不法投棄監視体制の強化<拡充>
- 市民に対する情報の公開・発信の推進
- 紛争予防条例の運用の徹底
- 紛争予防条例に関する情報の公開・発信
- 排出事業者・処理業者への指導・監視
- 行政機関が関与した産業廃棄物処理施設の立地の検討
- 最終処分場の確保
- 排出事業者や各種団体の取り組みへの支援
- 産業廃棄物の処理に関する連携の強化
- ◎ 災害時における産業廃棄物の適正処理<拡充>
- ★ PCB廃棄物の期限内処理に向けた啓発<新規>

●は重要取組、★は新規追加、◎は内容を拡充した取組を示します。

1 産業廃棄物処理基本計画とは

- ◆ **策定の趣旨** 産業廃棄物行政を担う中核市として、本市の産業廃棄物の適正処理を推進するための基本的事項及び方針を定めるものです。
- ◆ **基本理念** 「あなたが主役 ごみゼロとよはし ～循環・安心のまちを目指して～」
- ◆ **位置付け** 豊橋市総合計画、豊橋市環境基本計画の趣旨に沿い、産業廃棄物処理に関する計画として位置付けられるものです。
- ◆ **計画期間** 平成23年度から平成32年度までの10年間。

2 産業廃棄物の現状

本市は、豊かで安心して暮らせる社会の構築に向け、平成23年3月に産業廃棄物処理基本計画を策定し、事業者や市民と連携した産業廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、適正処理の推進の三つを基本方針として、目標の設定を行い、その目標の達成に向けた取り組みを行ってきました。

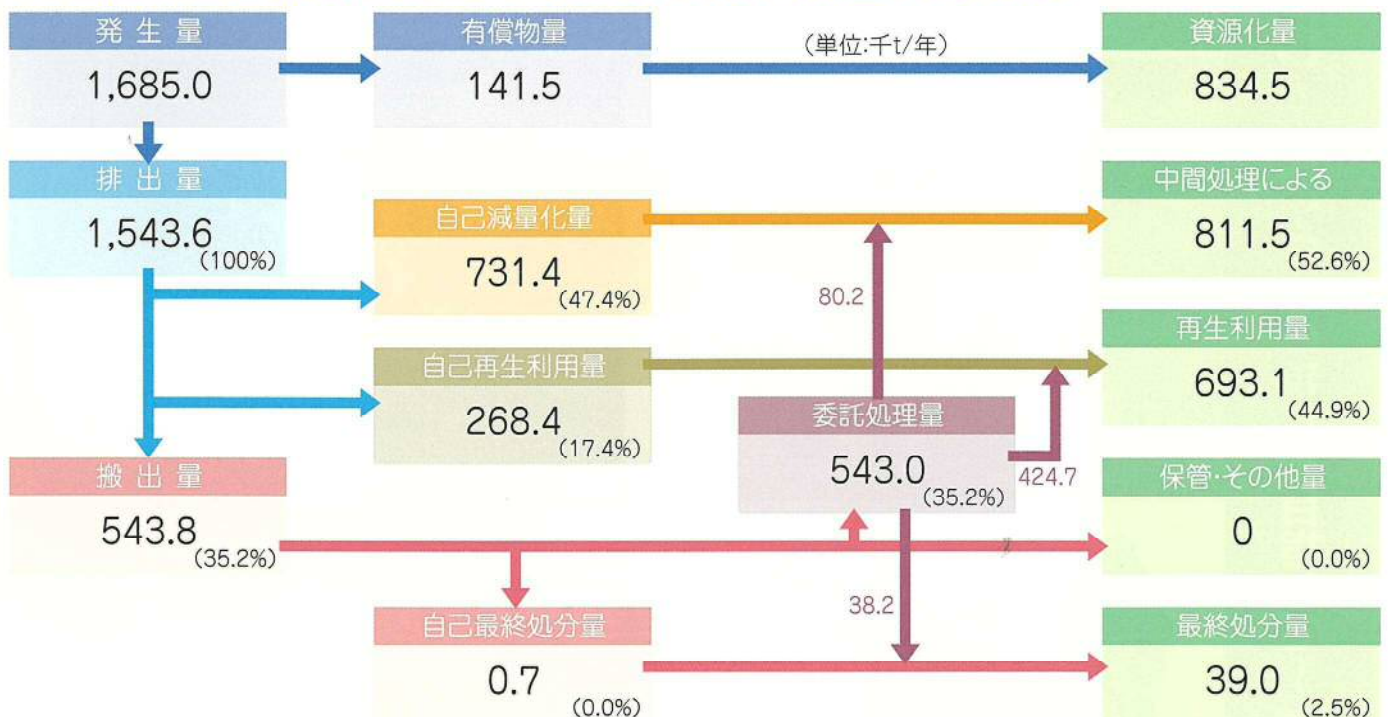
◆ 産業廃棄物の排出量などの推移

これまでの取り組みにより、排出量の削減及び再生利用量の増加に一定に効果がありましたが、最終処分量は増加傾向にあり、中間処理による減量化量は減少しています。

区分	平成20年度	平成25年度	平成32年度
排出量	1,605.2 (100.0%)	1,543.6 (100.0%)	≦1,605.2 (100.0%)
再生利用量	667.0 (41.6%)	693.1 (44.9%)	≧690.2 (43.0%)
中間処理による減量化量	900.9 (56.1%)	811.5 (52.6%)	—————
最終処分量	36.9 (2.3%)	39.0 (2.5%)	≦32.1 (2.0%)

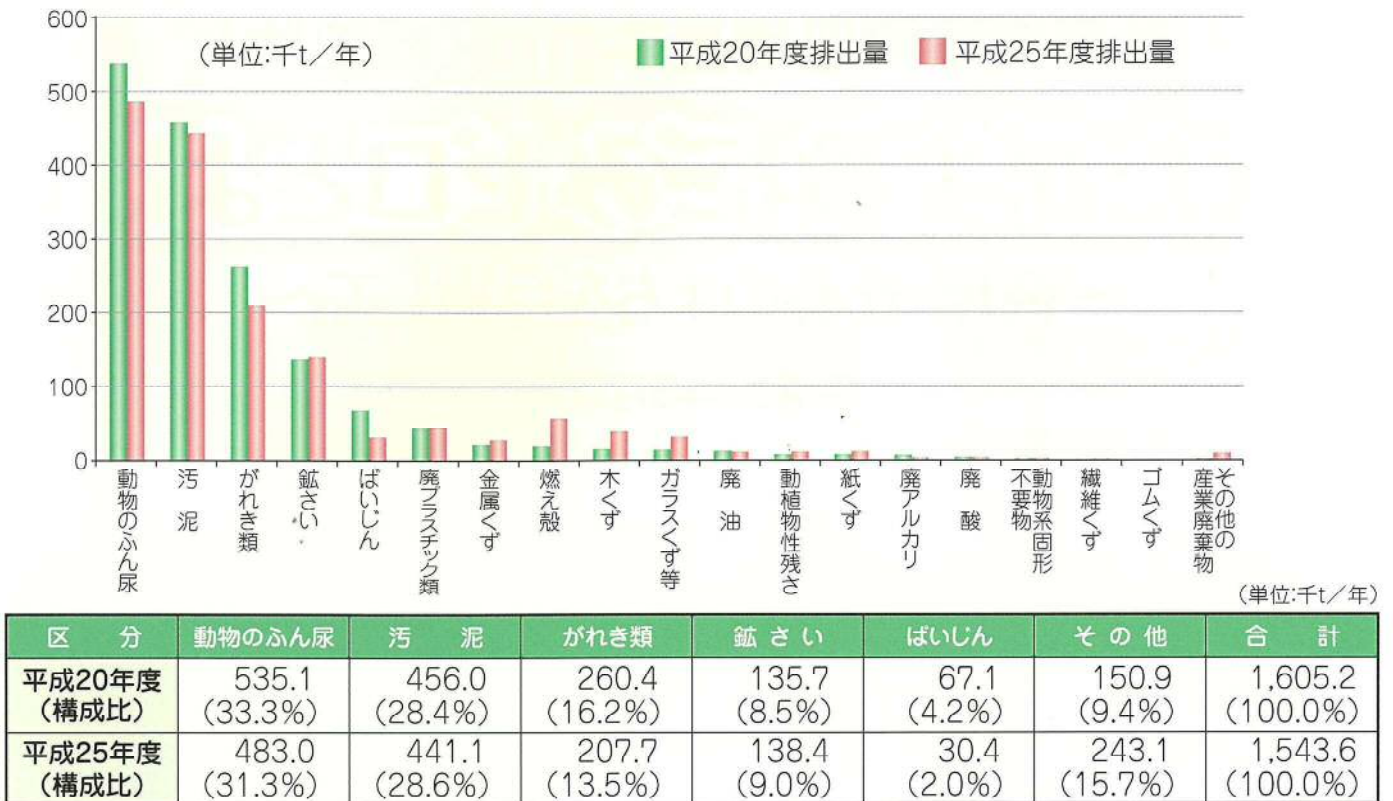
注1:()内の数値は、排出量に対する割合。また、排出量には保管・その他量を含みます。注2:各数値は、端数処理しているため、合計が一致しない場合があります。

◆ 産業廃棄物の排出から処理・処分までの流れ(平成25年度実績)



◆産業廃棄物の種類別排出量

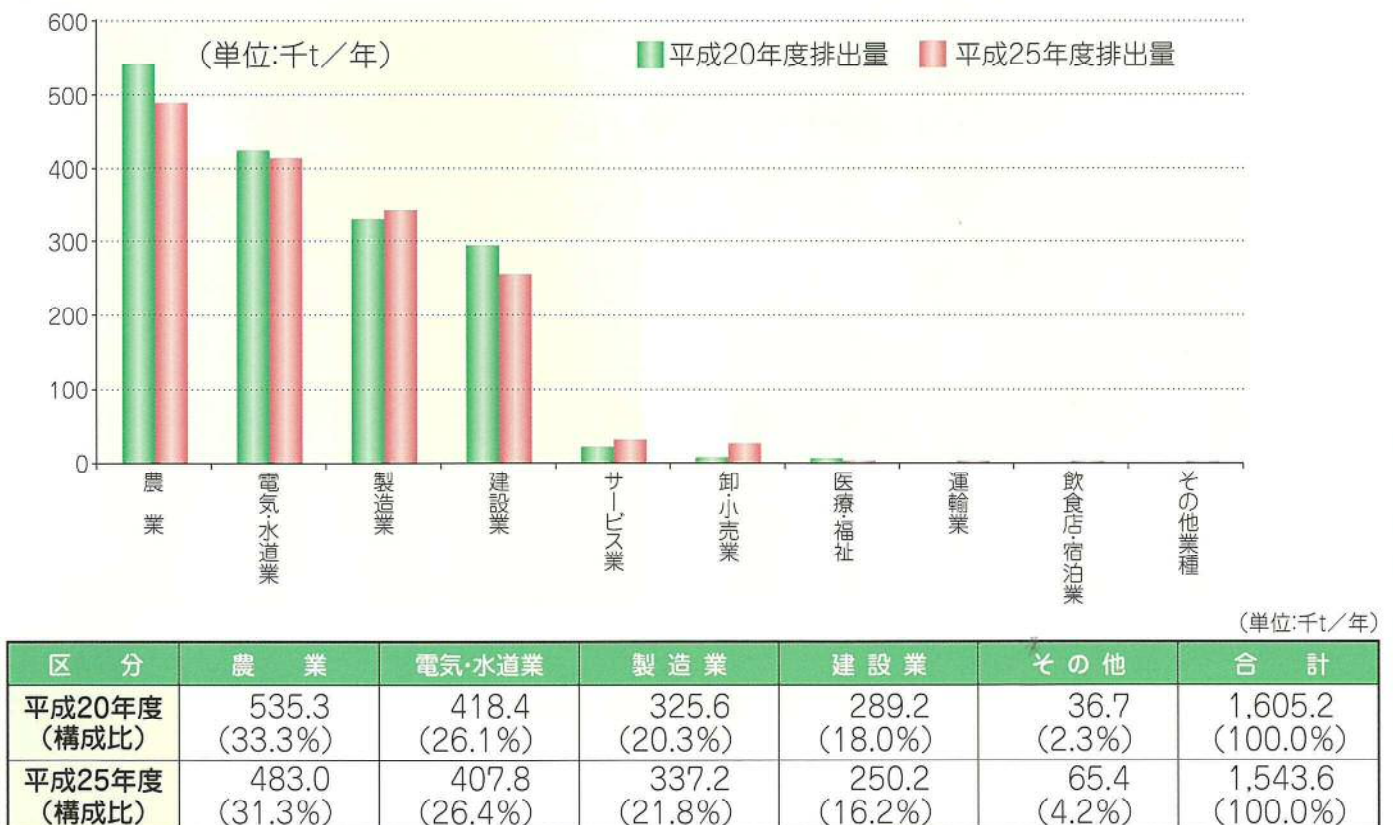
平成20年度との比較では、総排出量は減少していますが、種類別排出量の割合で見ると、大きな変動はありません。



注:各数値は、端数処理しているため、合計が一致しない場合があります。

◆産業廃棄物の業種別排出量

平成20年度との比較では、総排出量は減少しており、製造業、サービス業、卸・小売業を除く業種で排出量は減少しています。業種別排出量の割合で見ると、大きな変動はありません。



注:各数値は、端数処理しているため、合計が一致しない場合があります。

3 産業廃棄物の将来予測

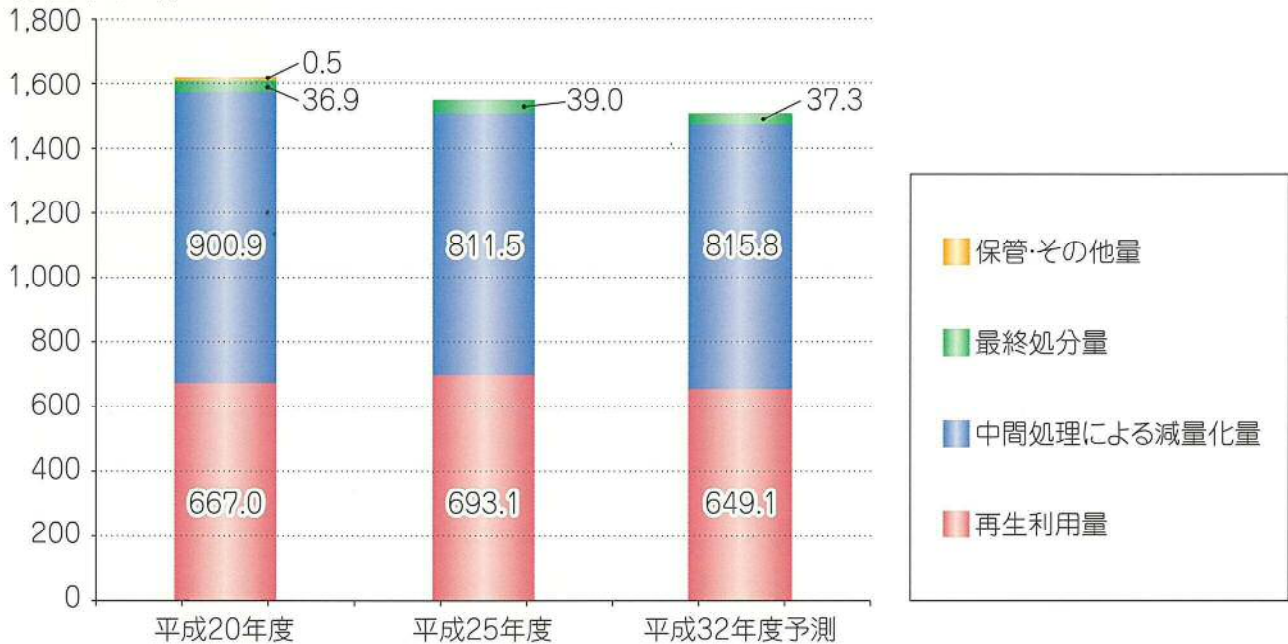
平成25年度の実績値及び元請完成工事高や製造品出荷額などの各種経済指標を基に将来推計した、産業廃棄物の排出量及び種類別・業種別の排出量は以下に示すとおりです。

排出量は今後も減少し、平成32年度には1,502.2千t/年となり、平成25年度実績と比べ41.4千t/年減少する予測となっています。

また、種類別及び業種別の排出量については、平成25年度実績の構成割合と比べ大きな変動はありません。

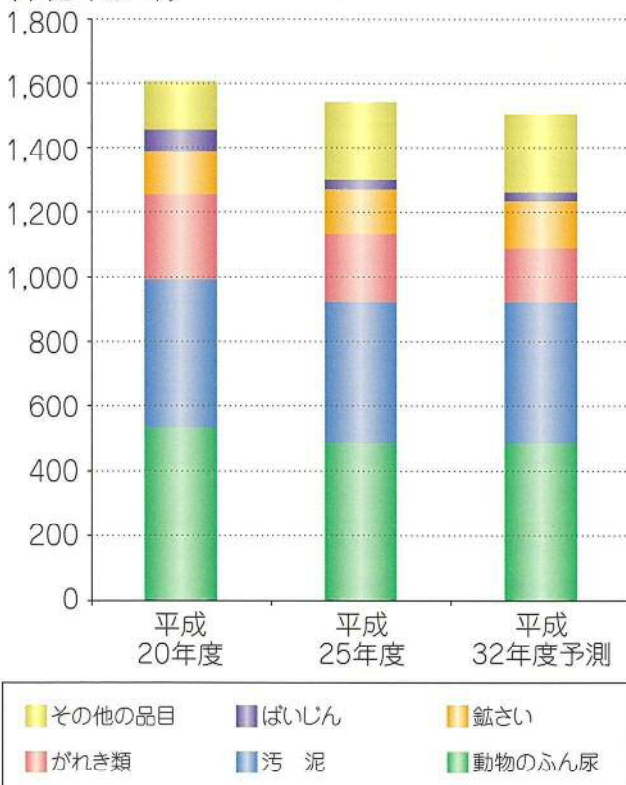
◆産業廃棄物の排出量等の将来予測

(単位:千t/年)



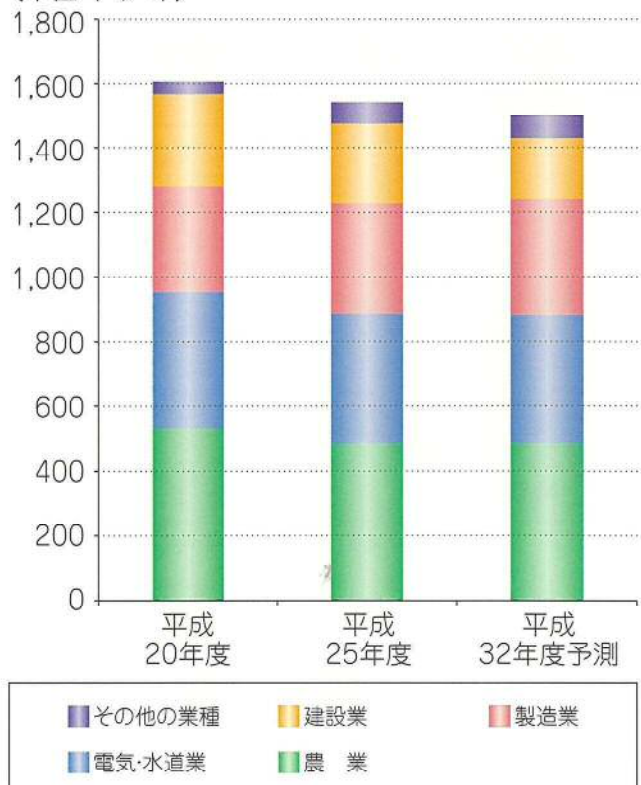
◆産業廃棄物の種類別排出量の将来予測

(単位:千t/年)



◆産業廃棄物の業種別排出量の将来予測

(単位:千t/年)



4 目標達成に向けた取り組み

基本方針に基づき、次の3つの項目について目標を設定し、具体的取組の中から、以下の項目を重点取組として位置付け、目標達成に向けた取り組みを行います。また、中間年度における計画の見直しにより、目標値及び取組内容などについて改訂を行っています。

I 排出量・最終処分率の削減

事業者・行政が循環型社会の形成や環境負荷軽減の意識を持って行動するとともに、市民も共通の認識を持つことで、生産・消費・処理の各方面から、産業廃棄物の発生・排出を抑制することにより、平成32年度において排出量を平成25年度実績以下に抑制し、また排出量に対して最終処分率を2%以下に削減することを目指します。

重点取組

- 多量排出事業者への指導・助言
- 排出抑制に向けた、再生利用に関する啓発・指導の充実

II 再生利用率の向上

事業者・行政がそれぞれの役割と責務を果たすとともに、相互の連携を図って行動し、また、市民もリサイクル製品を積極的に購入するなど、三者による適正な役割分担と協働を図り、産業廃棄物のリサイクルの推進を目指すことにより、平成32年度において排出量に対して再生利用率を49%以上に増加することを目指します。

重点取組

- 資源循環を目指した処理体制の確立
- 新たな再生利用手法の導入

III 適正処理に向けた情報の公開・発信の充実

排出事業者や処理業者に対する指導監督を徹底し、市民に対しても積極的な情報の公開・発信を行い、事業者・市民の理解と協力を得て、産業廃棄物の更なる適正処理体制の確保を目指すことにより、産業廃棄物、優良な処理事業者及び不適正処理事案などに関する情報の公開・発信システムの充実を目指します。

重点取組

- 不適正処理事案への厳正な対応
- 不法投棄監視体制の強化…など

◆ 目標値

区分	平成25年度実績	平成32年度予測	平成32年度目標
排出量 (平成25年度実績比)	1,543.6 ——	1,502.2 (97%)	1,543.6 (100%)
再生利用量 (排出量に対する再生利用率)	693.1 (44.9%)	649.1 (43.2%)	756.4 (49%)
最終処分量 (排出量に対する最終処分率)	39.0 (2.5%)	37.3 (2.5%)	30.9 (2%)

注: ■部分は目標を示します。

産業廃棄物の種類

種類	内容
燃え殻	石炭がら、灰かす、コークス灰、産業廃棄物の焼却残灰、炉清掃排出物など
汚泥	工場排水などの処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程において生じる泥状のもの、ビルピット汚泥、上水汚泥、下水汚泥など
廃油	鉱物性油及び動植物油脂に係るすべての廃油、廃潤滑油、廃切削油、廃溶剤類など
廃酸	廃硫酸、廃塩酸、有機廃酸類をはじめとするすべての酸性廃液
廃アルカリ	廃ソーダ液をはじめとするアルカリ性廃液
廃プラスチック類	合成高分子系化合物に係る固形状及び液状のすべての廃プラスチック類、ポリ塩化ビニルくず、ポリエチレンくず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤなど
紙くず	①建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）に係るもの ②パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る）、出版業（印刷出版を行うものに限る）、製本業及び印刷加工業に係るもの
木くず	①建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）に係るもの ②木材又は木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの ③貨物の流通のために使用したパレットなど
繊維くず	①建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）に係るもの ②繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）に係るもの
動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係るもの
動物系固形不要物	と畜場において、とさつ・解体又は食鳥処理場において食鳥処理した獣畜などに係る固形状の不要物
ゴムくず	天然ゴムくず
金属くず	鉄くず、プリキトタンくず、銅線くず、切削くず、缶類など
ガラスくず コンクリートくず 及び陶磁器くず	空き瓶類、板ガラスくず、ガラス繊維くず、破損ガラス、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）、陶器・磁器くず、レンガくずなど
鉱さい	高炉、電気炉などからの鉱さい（スラグ）、キューポラ溶鉱炉のノロ、不良鉱石、鉱物廃砂など
がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片 その他これに類する不要物
ばいじん	焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
動物のふん尿	畜産農業に係るもの
動物の死体	畜産農業に係るもの
廃棄物処理法施行令第2条第13号に定めるもの	上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの

注:上記の他に本計画では、2種類以上が混合した状態で排出されるために上記に区分できない産業廃棄物を「その他の産業廃棄物」として表記します。



豊橋市 環境部 廃棄物対策課

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地（豊橋市役所 西館5階）

TEL.0532-51-2407 FAX.0532-56-0566

豊橋市 廃棄物

検索

*このパンフレットは、カラーユニバーサルデザインに対応しています。